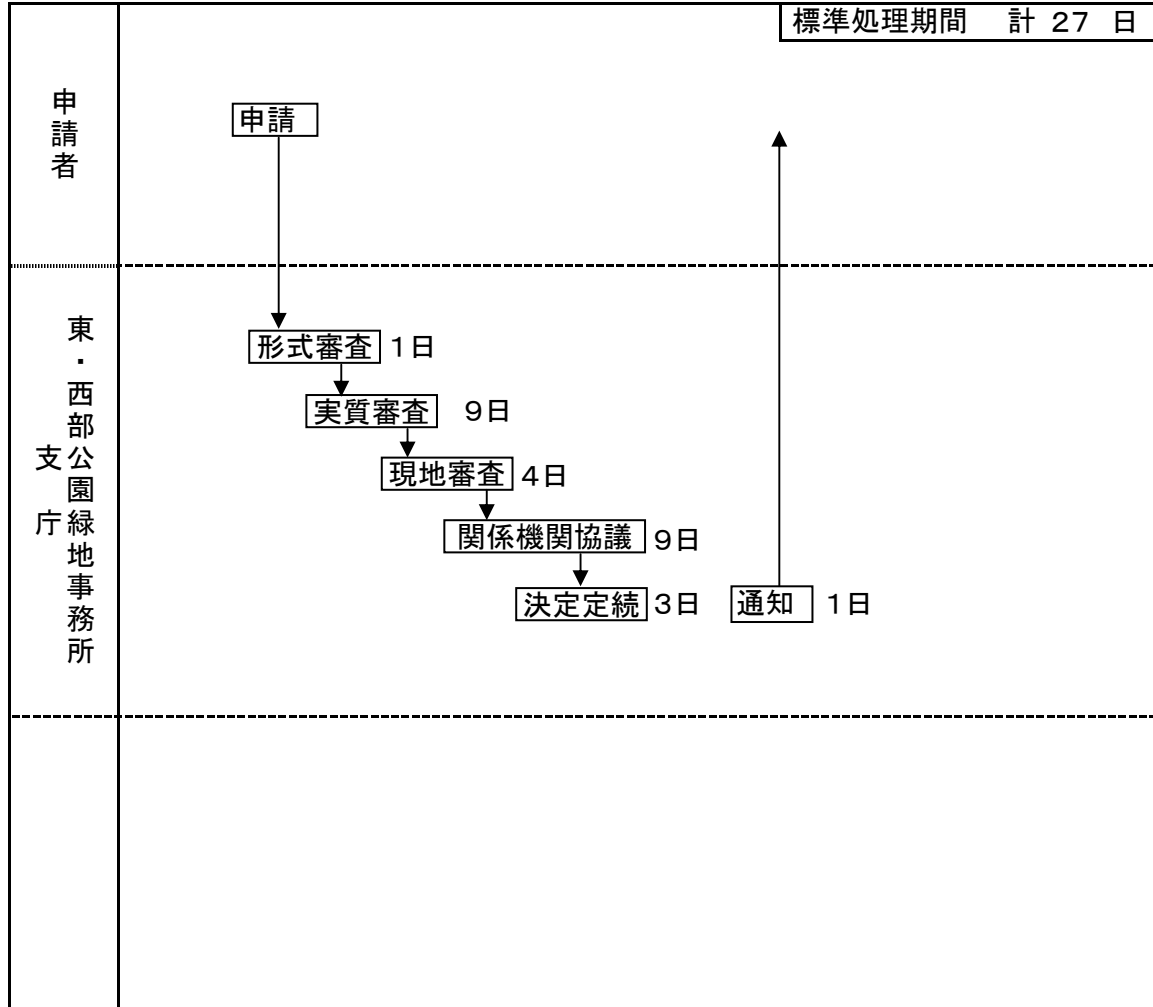


事務処理フロー図

事務名 公園予定地における物件を設けない占用許可
《事務処理フロー図》

作成部署 建設局公園緑地部公園課都市公園係 電話41-265
《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書類に記載漏れ、誤りがないかどうか、添付書類がそろっているかどうか審査します。
2	実質審査	申請内容が、都市公園法、都立公園条例等関係法令に照らし許可基準を満たしているか審査します。
3	現地調査	実質審査終了後現地調査を行い、申請内容と現況が一致しているかどうか確認します。
4	関係機関協議	申請内容ごとに、関係する各機関と協議をします。
5	決定手続	許可の諾否について、公園緑地事務所長・支庁長決定します。
6	通知	申請者に通知し、併せて許可書を交付します。